

# 「令和7年度杉並区食品衛生監視指導計画(案)」の概要

食品衛生法第70条の規定に基づき、「令和7年度杉並区食品衛生監視指導計画(案)」に対するご意見を募集します(提出方法は下部をご覧ください。)

区民の食の安全を守るため、危害度の高い業種や施設に重点を置き、効率的・効果的な監視指導を実施します。

## ～食の安全を守るための4つの基本方針～



### ①食中毒対策の推進

全国及び区内の食中毒発生状況を踏まえ、発生頻度の高いノロウイルス\*、カンピロバクター\*等を原因とする食中毒対策を推進します。

### ②食品等事業者の自主的衛生管理の推進

食品等事業者の自主的衛生管理を進めるため、監視指導や講習会を通じ、HACCP(ハサップ)\*制度の普及・定着を図ります。

### ③食品添加物の適正使用及び食品の適正表示の確保

食品製造施設での添加物や表示の違反をなくすため、区内製造施設への立入検査・収去検査等を実施します。

### ④リスクコミュニケーションの推進

消費者・食品等事業者・行政間の意見交換を推進するとともに、区民・食品等事業者への積極的な情報発信を行います。

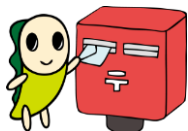
## ～計画のポイント～



- ・小児・高齢者の食生活安全確保、食肉の生食対策を重点とし、食中毒の発生を防ぐため、食品取扱施設への監視指導を実施します。
- ・機能性表示食品\*や特定保健用食品\*を取り扱う事業者が、これらの食品に関する健康被害情報を把握した場合には、速やかに自治体へ情報提供することが義務化されました。区では、事業者から情報提供を受けた場合には、必要に応じて医療機関等と連携し、厚生労働省へ報告を行います。

## 【ご意見の提出方法】

- 計画(案)へのご意見の募集期間：令和7年2月1日(土)～2月14日(金)
- 計画(案)をご覧いただける場所  
杉並保健所、高円寺保健センター、区政資料室、消費者センター、区公式ホームページ
- ご意見の送付方法  
氏名(フリガナ)、住所、電話番号、年齢を明記のうえ、手紙、FAX、Eメールのいずれかで、下記のあて先へお送りください。



あて先・問合せ先：杉並区杉並保健所生活衛生課 食品衛生広域班  
〒167-0051 杉並区荻窪5-20-1  
TEL 03-3391-1991 FAX 03-3391-1926  
Eメール syoku-ei@city.suginami.lg.jp

